

《2026年度入園生募集》

2025 入園事務流れ図

20250401現在

浜松学園	本人・保護者	中学校・特別支援学校・高校など	市(区)・町(障害福祉担当課)	相談支援事業所(計画相談)	児童相談所
<p>【利用相談】 原則木曜日午前(予約制)</p> <p>※4月～8月は3年生を優先させていただきます。</p>	<p>①入園の希望を学校に相談する。 ②「利用相談申込書」を記入し、学校へ提出する。 ③浜松学園で利用相談を行う。 ④浜松学園で宿泊体験又は一日体験を行う[宿泊体験を希望する場合は、市(区)・町に短期入所の申請をする]。</p>	<p>①本人・保護者に入園希望の意思を確認する。 ②保護者が記入した「利用相談申込書」を浜松学園へ提出する。 ③利用相談への参加を確認する。 ④宿泊体験又は一日体験への参加を確認する。</p>	<p>①利用相談を経て短期入所(宿泊体験)を希望する場合は、障害福祉サービス等の支給決定を行う。 ②本人・保護者に対して、相談支援事業所についての情報提供をする。</p>	<p>①短期入所(宿泊体験)を希望する場合は、本人・保護者と利用契約を結び、計画作成を行う。 ②障害福祉サービス利用についての説明をする。</p>	<p>児童相談所が関わるケースについては、学園に情報提供・相談を行う。</p>
<p>【募集期間】 8月4日～9月11日</p>	<p>①選考会への応募(受験)の希望を学校に伝える。 ②「入園志願書」を記入して学校へ提出する。 ③学校に学校記録票の作成を依頼する。 ④相談支援事業所に計画作成について相談・依頼する。</p>	<p>①本人・保護者に選考会への応募(受験)の意思を確認する。 ②応募書類として、1)本人の「入園志願書」、2)学校記録票、3)個別の教育支援計画及び個別の教育指導計画の3点をまとめて浜松学園へ提出する。</p>	<p>浜松学園は応募者を取りまとめ、一覧表を作成し、市(区)・町に提出する。 一覧表をもとに市(区)・町は、児童相談所に対して15歳以上の特例措置にかかる通知書の申請をする(18歳未満の場合)。</p>	<p>本人・保護者からの応募、今後のことについての相談を受ける。</p>	<p>①15歳以上の特例措置の判定をする。 ②15歳以上の特例措置にかかる通知書又は意見書を市(区)町へ提出する。</p>
<p>【選考日】 10月6日～10日</p>	<p>本人・保護者受験する。</p>	<p>本人・保護者が受験したかを確認する。</p>			
<p>【合格発表日】 10月17日</p> <p>※発表日に、本人、学校、市(区)町へ可否の通知を郵送で発送します。</p>	<p>《移行及びB型：合格の場合》 ①入園希望の有無(併願を含む)を学校、市(区)・町に連絡する。 ②相談支援事業所と契約する準備を進める。 ③健康診断を受ける(所定の書式は後日送付)。 《B型合格で実習未実施の場合》 ①市(区)・町へアセスメント実習を行うための申請を行う。 ②浜松学園からの連絡を受け、アセスメント実習のための日程調整を行う。 ※不合格の場合は学校等に相談する。</p>	<p>《合格の場合》 ①本人・保護者に入園の意思を確認する。 ②本人・保護者に市(区)・町で「障害福祉サービス受給者証」を作成してもらうように伝える。 《B型合格で実習未実施の場合》 浜松学園とアセスメント実習のための日程調整ができているかを確認する。</p>	<p>《合格の場合》 障害福祉サービスの支給決定を行う。 《B型合格で実習未実施の場合》 本人・保護者からのアセスメント実習を行うための申請を受け、実習日程について確認する。</p>	<p>①本人・保護者と利用契約を結ぶ。 ②障害福祉サービス支給決定を踏まえ、サービス等利用計画を作成する。 《B型合格で実習未実施の場合》 アセスメント実習を行うにあたり、計画作成を行う。</p>	
<p>【入園意思確認】 11月14日</p>	<p>期限までに入園意思確認書を浜松学園へ提出する(併願の場合も要提出)。</p>	<p>入園意思確認書を浜松学園へ提出したかを確認する。</p>			
<p>【入園説明会】 2月17日</p>	<p>本人・保護者で入園説明会に出席し、学園と利用契約を結ぶ。 ※入園辞退の場合は速やかに学園及び市(区)町へ連絡する。</p>	<p>本人・保護者が確実に入園説明会に出席したかを確認する。 ※入園辞退の場合は速やかに学園及び市(区)町へ連絡する。</p>	<p>障害福祉サービス受給者証を本人・保護者に交付する。</p>		
<p>【移行支援会議】 2月24日～2月27日(予定) 《場所：浜松学園》</p>		<p>入園に向け、学校での本人の様子を学校・相談支援事業所・学園3者で情報共有を行う。</p>		<p>入園に向け、学校・相談支援事業所・学園3者で情報共有を行う。</p>	<p>必要に応じて、移行支援会議に参加する。</p>